

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和2年3月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900224 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900035 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 16 年 5 月から平成 19 年 7 月までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 16 年 5 月から平成 19 年 7 月までの期間 (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 16 年 5 月から平成 19 年 7 月までの期間の訂正後の標準報酬月額(第三欄)については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 5 月から平成 19 年 7 月までの期間の訂正後の標準報酬月額(第三欄)に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第一欄	第二欄	第三欄
平成 16 年 5 月及び同年 6 月	9 万 8,000 円	36 万円
平成 16 年 7 月及び同年 8 月	9 万 8,000 円	41 万円
平成 16 年 9 月から平成 17 年 1 月まで	9 万 8,000 円	36 万円
平成 17 年 2 月及び同年 3 月	9 万 8,000 円	38 万円
平成 17 年 4 月	9 万 8,000 円	41 万円
平成 17 年 5 月	9 万 8,000 円	38 万円
平成 17 年 6 月	9 万 8,000 円	41 万円
平成 17 年 7 月及び同年 8 月	9 万 8,000 円	34 万円
平成 17 年 9 月から平成 18 年 9 月まで	9 万 8,000 円	38 万円
平成 18 年 10 月から平成 19 年 7 月まで	9 万 8,000 円	41 万円

- 2 その余の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 8 月 1 日から平成 19 年 8 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、平成 10 年 8 月から平成 19 年 7 月までの期間の報酬月額が一律 98,000 円になっている。当時の収入を証明する給与明細書等是一部しか保管していないが、給料から差し引かれた厚生年金保険料と会社が年金事務所に納めた厚生年金保険料が長年にわたり差異があるので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 16 年 5 月、同年 7 月及び同年 8 月については請求者が提出した給料

支払明細書、平成17年1月から同年6月までの期間及び同年8月から平成19年7月までの期間については、A社が提出した請求者に係る給料支払明細書、賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額（9万8,000円）を上回っていることが確認できる。

また、請求期間のうち、平成16年6月、同年9月から同年12月までの期間及び平成17年7月については、請求者及びA社は、請求者に係る給料支払明細書、賃金台帳を保管していないものの、請求者及び同社より提出された当該期間の前後の月の給料支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額及び報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（9万8,000円）を上回っていることが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成16年5月から平成19年7月までの期間（次の表の第一欄に掲げる期間）の標準報酬月額について、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、平成16年5月から平成19年7月までの期間の訂正後の標準報酬月額（第三欄）については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄
平成16年5月及び同年6月	9万8,000円	36万円
平成16年7月及び同年8月	9万8,000円	41万円
平成16年9月から平成17年1月まで	9万8,000円	36万円
平成17年2月及び同年3月	9万8,000円	38万円
平成17年4月	9万8,000円	41万円
平成17年5月	9万8,000円	38万円
平成17年6月	9万8,000円	41万円
平成17年7月及び同年8月	9万8,000円	34万円
平成17年9月から平成18年9月まで	9万8,000円	38万円
平成18年10月から平成19年7月まで	9万8,000円	41万円

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年5月から平成19年7月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間について、前述の給料支払明細書、賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書、賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成16年5月から平成19年7月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成10年8月から平成16年4月までの期間については、A社は当該期間における給料支払明細書、賃金台帳の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管しておらず、請求者が主張する報酬月額が給与として支給され、その給与から厚生年金保険料が控除されていたことを推認できない。

このほか、請求者の平成10年8月から平成16年4月までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成10年8月から平成16年4月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900241 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900036 号

第 1 結論

平成 17 年 12 月、平成 18 年 7 月及び平成 19 年 12 月について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月
② 平成 18 年 7 月
③ 平成 19 年 12 月

A 社では、トラックの整備をしていた。ボーナスは夏と冬にあり、厚生年金保険料も控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が A 社に勤務していたとして名前を挙げた者及び同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に照会したところ、賞与の支給がなかったと回答した者のほか、複数名が明細書を提出し請求期間①、②及び③について賞与の支給があった旨回答している。

しかしながら、前述の明細書によると、賞与に係る記載のみの明細書、あるいは、給与に係る基本給、諸手当及び寸志又は賞与と記載された項目がある明細書、厚生年金保険料の控除がある明細書、同控除がない明細書など、全ての社員に対し統一した取扱は行われていない。

また、請求期間①、②及び③当時の A 社の事業主並びに同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者は、当該賞与は、社員全員には支払われていない旨回答している。

さらに、A 社の破産手続終結時の代表取締役は、請求期間①、②及び③に係る賞与額並びに厚生年金保険料控除額を確認できるものはない旨回答しており、また、請求期間①、②及び③当時の事業主は、厚生年金保険料を賞与から控除したかについては不明である旨回答している。

なお、請求者が給与及び賞与の振込先であったとする預金口座の取引履歴から、平成 17 年 12 月、平成 18 年 7 月及び平成 19 年 12 月に請求者に対する「A 社」からの入金記録が確認できるところ、前後の入金額と比較しても賞与が支払われたことを推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における賞与の支給について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③において賞与の支給を受けていたことを認めることはできない。